

年末調整手続の電子化について ~従業員準備編~



Q：勤務先から「今年から年末調整は電子で実施する」と言われたのですが、どうすればいいですか？
そもそも、「年末調整を電子で実施する」とはどのようなことですか？

A：年末調整手続の電子化とは、これまで手書き等で作成していた年末調整書類について、パソコンやスマホで作成し、印刷せずにデータのまま給与担当者に提出するものです。詳しくは以下をご覧ください。

【年末調整電子化のイメージ】



何が便利になるの？

手書きだと・・・

控除額の計算が大変・・・

どこに何を書いたらいいんだっけ・・・？
年一回だから忘れちゃうよ

証明年度	令和〇年
適用制度	旧制度
ご契約者	国税 太郎
保険期間	終身
証明額	XXXX円

保険料控除申告書

電子化すると

生命保険料控除証明書 (データ)

証明年度	令和〇年
適用制度	新制度
ご契約者	国税 太郎
保険期間	終身
証明額	30,000円

年調ソフトにインポート

令和2年分 保険料控除申告書

入力区分	証明書読み込み
保険の区分	一般の生命保険料
保険会社名	国民生命
保険等の種類	定期
保険期間または年金支払期間	終身
契約者氏名	国税太郎
保険会等の受取人氏名	国税太郎
あなたとの続柄	本人
新・旧の区分	新
あなたが令和2年中に支払った保険料等の金額	30,000円
生命保険料控除額	25,000円

自動入力されてる！

控除額が自動計算！

令和〇年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書 (扶)

令和〇年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書 (基・配・所)

令和〇年分 給与所得者の保険料控除申告書 (保)

あなたの氏名等の入力

あなたの情報の入力

令和 年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書 兼 給与所得者の配偶者控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書

令和 年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書

令和 年分 給与所得者の保険料控除申告書

各申告書に転記

何度も名前や住所を書かないといけないのは大変だな・・・

共通項目の入力は一度でいいんだ！

前年の控除申告書データを持っている場合は、インポートすることで入力をさらに省略できます！

- このほか、
- ・ 質問に答えることで、必要な書類だけを作成することができます。
 - ・ 家族の情報を入力すれば、扶養控除等が受けられるか判定できます。

どうすればいいの？

「年末調整手続を電子化する」とは、具体的には

- ・ これまでハガキ等で送付されていた**控除証明書等について、データで取得する**
- ・ 「**年調ソフト**」を入手して**年末調整の書類を作成し**、勤務先にデータで提出することです。

控除証明書等のデータ取得

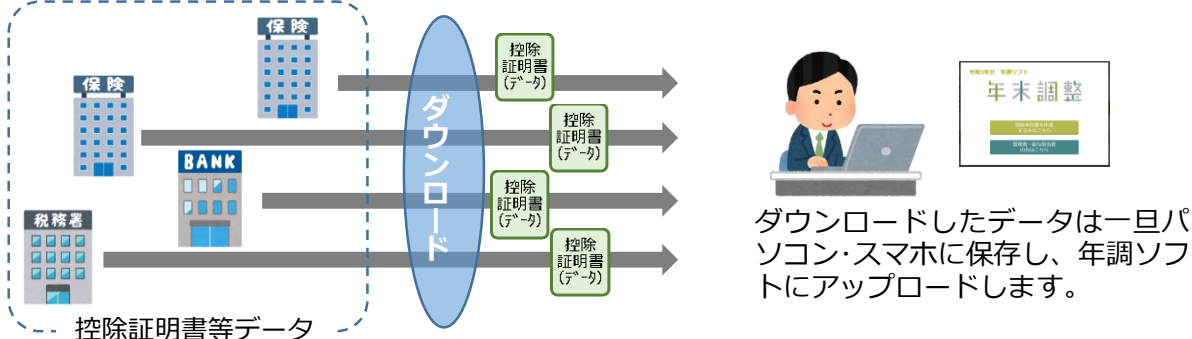
これまで保険会社等からハガキ等で受け取っていた控除証明書をデータで取得します。

① マイナポータル連携を利用して一括取得する方法



マイナポータル連携のためには、マイナンバーカードの取得、ICカードリーダライタ（又はマイナンバーカード読取対応スマートフォン）の用意のほか、マイナポータルを開設していること等が必要となります。また、保険会社等とマイナポータルを連携させる作業も必要となります（「マイナポータル連携準備編（従2）」参照）。 ※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

② 保険会社のホームページ等からダウンロードする方法



保険会社等のホームページのいわゆる「お客様ページ」にアクセスし、控除証明書等データをダウンロードします。具体的なダウンロード方法については、各保険会社等の案内に従ってください。



Q：すべての金融機関や保険会社が電子的に証明書を発行しているのですか。

A：すべての金融機関や保険会社が控除証明書の電子発行に対応しているわけではありませんので、ご契約の会社等のウェブサイトを確認をお願いします。なお、マイナポータル連携に対応している保険会社等については、国税庁ホームページに掲載しています。

「年調ソフト」の取得

国税庁ホームページ等から年末調整の書類を作成するためのソフトウェア「年調ソフト」をダウンロードします（スマートフォン版もあります。）。利用方法等については「年調ソフト編（従3）」をご覧ください。

※ 勤務先から「年調ソフト」以外のソフトウェアを使用するよう指示があった場合には、その指示に従ってください。



国税庁
(法人番号7000012050002)